

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（二において「現物による国庫納付」という。）についての手続を定めること。
（第二条の二関係）

二 通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合における現物による国庫納付についての手続を定めること。
（第二条の三関係）

三 通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（四において「譲渡収入による国庫納付」という。）についての手続を定めること。
（第二条の四関係）

四 通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合における譲渡収入による国庫納付についての手続を定めること。
（第二条の五関係）

五 通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定により簿価超過額の全部又は一部の金額を国庫に納付し

ないことについての手続その他簿価超過額があつた場合における手続を定めること。

(第二条の六関係)

六 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により国庫に納付する金額が帰属する会計について定めること。

(第二条の七関係)

七 通則法第四十六条の二第四項の規定による独立行政法人の資本金の減少についての手続を定めるところ。

(第二条の八関係)

第二 附則

一 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第二条、第四条及び第八条関係)

三 改正法及びこの政令の施行に伴い、次の関係政令の規定の整備を行うこと。

- イ 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）
- ロ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）
- ハ 独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）
- ニ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）
- ホ 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）